

平成 2 1 年

第 4 回市議会定例会 議案第 3 4 号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により，公有水面埋立てに関し，北海道知事高橋はるみから別添のとおり意見を求められたが，これに同意したいので議会の議決を求める。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

(根拠規定)

公有水面埋立法第 3 条第 4 項

砂防第207-4号

平成21年10月9日

函館市長 様

北海道知事 高橋 はるみ

公有水面埋立ての免許の出願について（諮問）

平成21年8月20日付けで北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成22年2月8日までに提出してください。

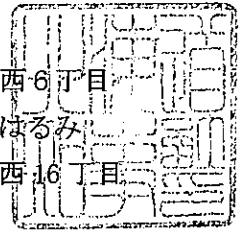
（建設部土木局砂防災害課事業管理グループ）

# 公有水面埋立免許願書

平成 21 年 8 月 20 日

北海道知事 高橋はるみ 殿

出願者 北海道  
出願者の住所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目  
出願者の代表者 北海道知事 高橋 はるみ  
代表者の住所 札幌市中央区北 1 条西 16 丁目



公有水面埋立法第 2 条第 1 項の公有水面埋立ての免許を受けたいので、下記により、出願します。

## 1. 埋立区域

### (1) 位置

- ・区域A：北海道函館市大船町 359 番地先の公有水面
- ・区域B：北海道函館市大船町 848 番、293 番 1、292 番 1、292 番 2、292 番 3、291 番、273 番 1、273 番 2、272 番、270 番 1 及び 270 番 2 地先の公有水面

### (2) 区域

#### ・区域A

次の①の地点と②の地点を昭和 58 年 4 月 5 日付け港湾第 91 号指令の埋立に関するしゅんこう認可に係わる区域と公有水面との境界線で結んだ線、②の地点から⑩の地点まで直線で結んだ線で囲まれた区域

埋立基準点：大舟漁港漁港原点（北緯 41 度 58 分 02 秒、東経 140 度 55 分 01 秒）

①の地点	埋立基準点から方向角 321 度 19 分 25 秒の方向	278.39mの地点
②の地点	①から方向角 340 度 49 分 47 秒の方向	12.29mの地点
③の地点	②から方向角 70 度 47 分 41 秒の方向	18.95mの地点
④の地点	③から方向角 71 度 06 分 30 秒の方向	116.78mの地点
⑤の地点	④から方向角 354 度 01 分 24 秒の方向	1.11mの地点
⑥の地点	⑤から方向角 83 度 58 分 20 秒の方向	7.00mの地点
⑦の地点	⑥から方向角 173 度 58 分 22 秒の方向	19.40mの地点
⑧の地点	⑦から方向角 263 度 58 分 33 秒の方向	7.12mの地点
⑨の地点	⑧から方向角 251 度 06 分 30 秒の方向	95.00mの地点
⑩の地点	⑨から方向角 341 度 06 分 43 秒の方向	5.40mの地点

#### ・区域B

次の⑪の地点から⑳の地点まで順次直線で結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを直線で結んだ線で囲まれた区域

埋立基準点：大舟漁港漁港原点（北緯 41 度 58 分 02 秒、東経 140 度 55 分 01 秒）

⑪の地点	埋立基準点から方向角 17 度 28 分 08 秒の方向	42.09mの地点
⑫の地点	⑪から方向角 28 度 36 分 39 秒の方向	104.14mの地点
⑬の地点	⑫から方向角 118 度 36 分 27 秒の方向	19.25mの地点
⑭の地点	⑬から方向角 208 度 36 分 40 秒の方向	66.00mの地点
⑮の地点	⑭から方向角 118 度 36 分 40 秒の方向	91.35mの地点
⑯の地点	⑮から方向角 208 度 36 分 38 秒の方向	59.17mの地点
⑰の地点	⑯から方向角 119 度 28 分 33 秒の方向	0.05mの地点
⑱の地点	⑰から方向角 208 度 31 分 18 秒の方向	15.32mの地点
⑲の地点	⑱から方向角 324 度 56 分 08 秒の方向	3.23mの地点
⑳の地点	⑲から方向角 28 度 31 分 08 秒の方向	13.91mの地点
㉑の地点	⑳から方向角 299 度 10 分 18 秒の方向	0.85mの地点
㉒の地点	㉑から方向角 28 度 36 分 18 秒の方向	43.55mの地点
㉓の地点	㉒から方向角 298 度 53 分 25 秒の方向	4.33mの地点
㉔の地点	㉓から方向角 28 度 39 分 01 秒の方向	2.17mの地点

㉔の地点	㉔から方向角 301 度 23 分 28 秒の方向	10.07mの地点
㉕の地点	㉕から方向角 294 度 12 分 14 秒の方向	10.03mの地点
㉖の地点	㉖から方向角 270 度 07 分 23 秒の方向	5.12mの地点
㉗の地点	㉗から方向角 207 度 56 分 00 秒の方向	10.00mの地点
㉘の地点	㉘から方向角 250 度 53 分 25 秒の方向	8.35mの地点
㉙の地点	㉙から方向角 303 度 02 分 43 秒の方向	10.02mの地点
㉚の地点	㉚から方向角 304 度 59 分 18 秒の方向	10.06mの地点
㉛の地点	㉛から方向角 300 度 37 分 02 秒の方向	10.00mの地点
㉜の地点	㉜から方向角 301 度 40 分 34 秒の方向	10.01mの地点
㉝の地点	㉝から方向角 262 度 19 分 39 秒の方向	11.15mの地点
㉞の地点	㉞から方向角 235 度 20 分 49 秒の方向	2.24mの地点
㉟の地点	㉟から方向角 314 度 16 分 59 秒の方向	13.67mの地点
㊱の地点	㊱から方向角 208 度 57 分 27 秒の方向	1.60mの地点
㊲の地点	㊲から方向角 299 度 56 分 50 秒の方向	2.38mの地点
㊳の地点	㊳から方向角 282 度 06 分 12 秒の方向	5.68mの地点

(3) 面積

・区域A : 2, 317.37 m<sup>2</sup>

・区域B : 4, 474.42 m<sup>2</sup>

合計 : 6, 791.79 m<sup>2</sup>

(海浜地盛土面積 285.70 m<sup>2</sup>)

## 2. 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 位置

- ・区域A：北海道函館市大船町 359 番、130 番、350 番 2、350 番及び 348 番地先
- ・区域B：北海道函館市大船町 848 番、293 番 1、292 番 1、292 番 2、292 番 3、291 番、273 番 1、273 番 2、272 番、270 番 1、270 番 2 地先及び 848 番地内

### (2) 区域

#### ・区域A

次の P1 の地点から P20 の地点まで順次直線で結んだ線及び P1 の地点と P20 の地点とを直線で結んだ線で囲まれた区域

埋立基準点：大舟漁港漁港原点（北緯 41 度 58 分 02 秒、東経 140 度 55 分 01 秒）

P1 の地点	埋立基準点から方向角 305 度 41 分 41 秒の方向	205.54m の地点
P2 の地点	P1 から方向角 251 度 31 分 19 秒の方向	45.46m の地点
P3 の地点	P2 から方向角 336 度 14 分 53 秒の方向	34.99m の地点
P4 の地点	P3 から方向角 343 度 09 分 33 秒の方向	65.39m の地点
P5 の地点	P4 から方向角 71 度 06 分 53 秒の方向	59.73m の地点
P6 の地点	P5 から方向角 341 度 13 分 44 秒の方向	6.19m の地点
P7 の地点	P6 から方向角 70 度 54 分 36 秒の方向	30.11m の地点
P8 の地点	P7 から方向角 71 度 06 分 32 秒の方向	65.00m の地点
P9 の地点	P8 から方向角 341 度 06 分 35 秒の方向	10.90m の地点
P10 の地点	P9 から方向角 71 度 06 分 29 秒の方向	54.18m の地点
P11 の地点	P10 から方向角 353 度 57 分 59 秒の方向	5.59m の地点
P12 の地点	P11 から方向角 83 度 58 分 17 秒の方向	69.46m の地点
P13 の地点	P12 から方向角 173 度 58 分 19 秒の方向	52.85m の地点
P14 の地点	P13 から方向角 263 度 58 分 18 秒の方向	69.40m の地点
P15 の地点	P14 から方向角 353 度 39 分 31 秒の方向	4.87m の地点
P16 の地点	P15 から方向角 251 度 06 分 30 秒の方向	109.77m の地点
P17 の地点	P16 から方向角 341 度 06 分 24 秒の方向	16.32m の地点
P18 の地点	P17 から方向角 251 度 06 分 30 秒の方向	79.60m の地点
P19 の地点	P18 から方向角 157 度 59 分 28 秒の方向	85.07m の地点
P20 の地点	P19 から方向角 70 度 41 分 51 秒の方向	26.40m の地点

#### ・区域B

次の P21 の地点から P35 の地点まで順次直線で結んだ線及び P21 の地点と P35 の地点とを直線で結んだ線で囲まれた区域

埋立基準点：大舟漁港漁港原点（北緯 41 度 58 分 02 秒、東経 140 度 55 分 01 秒）

P21 の地点	埋立基準点から方向角 354 度 01 分 30 秒の方向	3.79m の地点
P22 の地点	P21 から方向角 309 度 40 分 54 秒の方向	5.50m の地点
P23 の地点	P22 から方向角 15 度 30 分 08 秒の方向	36.07m の地点
P24 の地点	P23 から方向角 28 度 36 分 39 秒の方向	116.12m の地点
P25 の地点	P24 から方向角 118 度 36 分 40 秒の方向	36.05m の地点

P26 の地点	P25 から方向角 208 度 36 分 43 秒の方向	30.40m の地点
P27 の地点	P26 から方向角 118 度 36 分 38 秒の方向	74.05m の地点
P28 の地点	P27 から方向角 208 度 36 分 29 秒の方向	24.60m の地点
P29 の地点	P28 から方向角 118 度 36 分 39 秒の方向	19.58m の地点
P30 の地点	P29 から方向角 208 度 36 分 40 秒の方向	60.21m の地点
P31 の地点	P30 から方向角 298 度 36 分 39 秒の方向	11.40m の地点
P32 の地点	P31 から方向角 208 度 36 分 45 秒の方向	37.01m の地点
P33 の地点	P32 から方向角 324 度 55 分 49 秒の方向	17.91m の地点
P34 の地点	P33 から方向角 324 度 14 分 49 秒の方向	46.33m の地点
P35 の地点	P34 から方向角 314 度 15 分 05 秒の方向	35.02m の地点

(3) 面積

- ・区域A : 10,094.34 m<sup>2</sup>
- ・区域B : 13,674.00 m<sup>2</sup>
- 合計 : 23,768.34 m<sup>2</sup>

3. 埋立地の用途

漁港施設用地 (別添, 漁港施設用地利用計画平面図参照)

#### 4. 設計の概要

##### (1) 埋立地の地盤の高さ

- ・ 区域A (旧港側) : D. L+2. 20m~+2. 48m
- ・ 区域B (新港側) : D. L+2. 20m~+2. 50m

##### (2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

- ・ 区域A

名 称	種 類	延 長	構 造	
西護岸(改良)	護岸	75. 6m	A 区間 B 区間 C 区間	※既設西護岸嵩上げ改良 (胸壁工) 胸壁コンクリート 〈天端高〉 D. L+6. 60m
西護岸(新設)	護岸	45. 28m	—	(基礎工) 捨石 (本体工) 水中コンクリート (上部工) 上部コンクリート 〈天端高〉 D. L+2. 46m (胸壁工) 胸壁コンクリート 〈天端高〉 D. L+5. 0m
東護岸	護岸	19. 4m	—	※既設東防波堤嵩上げ改良 (胸壁工) 胸壁コンクリート 〈天端高〉 D. L+7. 9m
道路護岸	護岸	47. 6m	SP0~11	(上部工) 上部コンクリート 〈天端高〉 D. L+2. 48m~+2. 58m
			SP11~17	(上部工) 上部コンクリート 〈天端高〉 D. L+2. 42m~+2. 48m
			SP17~30	(上部工) 上部コンクリート 〈天端高〉 D. L+2. 30m~+2. 42m
			SP30~47. 6	(基礎工) 捨石 (本体工) 水中コンクリート (上部工) 上部コンクリート 〈天端高〉 D. L+2. 20m~+2. 30m
-2. 0m物揚場	物揚場	95. 0m	—	(基礎工) 捨石 (本体工) 水中コンクリート (上部工) 上部コンクリート 〈天端高〉 D. L+2. 20m



・区域B

名称	種類	延長	構造	
南護岸	護岸	97.0m	SP-1.9～ 15.1	(本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.50m (胸壁工)胸壁コンクリート 〈天端高〉D.L+6.6m
			SP15.1～ 58.6	(本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.50m (胸壁工)胸壁コンクリート 〈天端高〉D.L+7.7m
			SP58.6～ 95.1	(本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.50m (胸壁工)胸壁コンクリート 〈天端高〉D.L+8.5m
用地護岸	護岸	45.0m	A 区間 (SP0～5)	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.20m～+2.25m
			B 区間 (SP5～15)	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.25m～+2.35m
			C 区間 (SP15～25)	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.35m～+2.45m
			D 区間 (SP25～30)	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.45m～+2.50m
			沖側 (15m)	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D.L+2.20m
船揚場	船揚場	83.25m	—	(基礎工)捨石 (先端止壁工)コンクリートブロック 〈天端高〉D.L-0.5m (斜路工)コンクリート張ブロック、張コンクリート 〈天端高〉D.L-0.50m～+2.50m

-3.0m岸壁	岸壁	104.1m	A 区間 (SP0～ 20.7)	(本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D. L+2.20m
			B 区間 (SP20.7～ 47.1)	(本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D. L+2.20m
			C 区間 (SP47.1～ 70.1)	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D. L+2.20m
			D 区間 (SP70.1～ 104.1)	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D. L+2.20m
-2.0m物揚場	物揚場	30.0m	—	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D. L+2.20m
道路護岸	護岸	7.25m	—	(基礎工)捨石 (本体工)水中コンクリート (上部工)上部コンクリート 〈天端高〉D. L+2.365m～+2.40m

### (3) 埋立てに関する工事の施行方法

#### 1) 埋立工法

本埋立ては、区域A（旧港側）と区域B（新港側：船揚場・中央）の2区域に分けて実施する。

##### ・区域A

本埋立工事は、埋立地の外周施設となる西護岸(改良)及び西護岸(新設)を先行築造し、東護岸(東防波堤改良)との接続を図り、港内側の道路護岸及び-2.0m物揚場を順次築造し当該区域を閉鎖水域とした後、陸上側より順次、埋立土砂を投入する工法により行う。また、東護岸(東防波堤改良)は、既設上部工上の水叩き工の施行及び港外側消波工の一部撤去、嵩上げ及び消波工設置を行う他、道路護岸の既設船揚場にかかる陸側30m区間については、張りブロックを一部撤去した後に築造する。撤去した張りブロックは区域B船揚場(新設)に流用する。なお、埋立土砂は近隣の大舟(美呂泊)漁港に仮置きしている公共残土を投入し埋立てる。また、本漁港整備工事で発生する建設発生土砂（外周施設床堀土砂，道路工事掘削土砂，仮設道路撤去土砂(雑割石)）は外周工作物の裏込材として使用する。

##### ・区域B

本埋立工事は、まず、船揚場埋立地の外周施設となる南護岸、用地護岸及び船揚場斜路工を築造し当該区域を閉鎖水域とした後、陸上側より順次、埋立土砂を投入し背後の漁船保管施設用地、道路用地及び漁具保管修理施設用地を造成する工法により行う。次に、中央部埋立てにあたり、現在の旧南防波堤の胸壁工、上部工、本体工及び消波工の一部を撤去した後、その外周施設となる-3.0m岸壁、道路護岸及び-2.0m物揚場を築造し当該水域を閉鎖水域とし、陸上部より順次、埋立土砂を投入する工法により行う。撤去したコンクリート塊は中間処理施設にて処理することとし、消波ブロックは近隣の大舟(望路)漁港整備に流用することとする。なお、埋立土砂は近隣の大舟(美呂泊)漁港に仮置きしている公共残土を投入し埋立てる。また、函館市豊崎町土捨場にある公共残土(雑割石)は船揚場の裏込石として使用し、本漁港整備工事で発生する建設発生土砂（外周施設床堀土砂，道路工事掘削土砂，仮設道路撤去土砂(雑割石)）は外周工作物の裏込材として使用する。

#### 2) 工作物の工法

##### ・区域A

##### ①西護岸（改良）（コンクリート単塊式：岩着構造）L=75.6m

本施設は、既設西防波堤(75.6m)を西護岸に改良する。既設西防波堤胸壁工(天端高+4.1m)に場所打ちコンクリート(H=+6.6m)を打設(嵩上げ)し、港内側裏埋工、水叩き工を施行して完成を図る。

##### ②西護岸（新設）（コンクリート単塊式混成堤）L=45.28m

基礎工として床堀(-5.4m)及び中割石(30~300kg:H=-3.5m)で捨石基礎を施行後、水中コンクリート(H=+1.5m)を打設し本体工を施行するとともに、港外側根固工及び被覆工、上部工(H=+2.5m)、胸壁工(H=+5.0m)及び港内側吸出防止シート、裏埋工、水叩き工を施行して完成を図る。

##### ③東護岸（コンクリート単塊式混成堤）L=19.4m

本施設は、既設東防波堤の一部(L=19.4m)を嵩上げし東護岸に改良する。既設東防波堤胸壁工(天端高+5.6m)に場所打ちコンクリート(H=+7.9m)を打設(嵩上げ)した後、既設上部工上の水叩き工の施行及び港外側消波工の一部撤去、嵩上げ(H=+7.4m)して完成を図る。

④道路護岸（コンクリート単塊式・コンクリート単塊式混成堤）L=47.6m

既設船揚場にかかる陸側 30.0m 区間は、一部張ブロックを撤去した後、順次場所打ちコンクリート及び水中コンクリートにて本体工（H=+1.6m）及び上部工（H=+2.3～+2.58m）を施行する。沖側 17.6m 区間については、基礎工として現地盤を-3.5m まで床堀した後、中割石（30～300kg：H=-2.0m）で捨石基礎を施行後、水中コンクリート打設による本体工（H=+1.6m）及び場所内コンクリートにより上部工（H=+2.3m）を施行するとともに、吸出防止シート、裏埋工、路盤工、舗装工及びガードレールを施行して完成を図る。

⑤-2.0m物揚場（コンクリート単塊式混成堤）L=95.0m

基礎工として床堀（-3.5m，-5.4m）及び中割石（30～300kg：H=-2.0m）で捨石基礎を施行後、水中コンクリート打設による本体工（H=+1.6m）及び場所内コンクリートにより上部工（H=+2.2m）を施行するとともに、吸出防止シート、裏埋工、路盤工、舗装工を施行して完成を図る。

・区域B

①南護岸（コンクリート単塊式：岩着構造）L=97.0m

陸上側から水中コンクリートによる本体工（H=+1.5m）及び場所内コンクリートにより上部工（H=+2.5m）を順次施行するとともに、胸壁工（H=+6.6～+8.5m）及び消波工（H=+5.7～+7.3m）を施行して完成を図る。

②用地護岸（コンクリート単塊式混成堤）L=45.0m

基礎工として中割石（30～300kg：H=-2.0～+1.0m）で捨石基礎を施行後、水中コンクリート打設による本体工（H=+1.6m）及び場所打ちコンクリートにより上部工（H=+2.2～+2.5m）を施行するとともに、吸出防止シート、裏埋工、路盤工、舗装工及び転落防止柵を施行して完成を図る。

なお、陸側 30m 区間（A・B・C・D 区間）については船揚場（新設）が隣接するため、斜路形状を考慮し 4 区間に分割し基礎工天端高（H=-2.0～+1.0m）を変えることにした。

③船揚場（コンクリート単塊式混成堤）L=83.25m

基礎工として中割石（30～300kg：H=-1.5m）で捨石基礎を施行後、先端止壁ブロック（H=-0.5m）を設置する。次に斜路工及び船置工の裏埋石（雑割石 300kg 未満）、裏込土砂、栗石及び切込砕石を順次施行後、張りブロック敷設及び張りコンクリートを打設して完成を図る。なお、張りブロックは一部区域A（旧港側）船揚場で撤去されるブロックを流用する。

④-3.0m岸壁（コンクリート単塊式・コンクリート単塊式混成堤）L=104.1m

本施設は、既設南防波堤の一部を撤去して-3.0m岸壁として新設する。既設南防波堤の胸壁工及び上部工を計画高さまで撤去後、陸側 47m 区間（A・B 区間）については、水中コンクリートにより本体工（H=+1.6m）を打設後、場所打ちコンクリートにより上部工（H=+2.2m）を施行する。沖側（C 区間）については基礎工として-4.0m を確保するよう床堀し、中割石（30～300kg：H=-3.0m）で捨石基礎を施行した後、水中コンクリートによる本体工（H=+1.6m）及び場所打ちコンクリートにより上部工（H=+2.2m）を施行する。さらに沖側の新設区間（D 区間）については、基礎工として中割石（30～300kg：H=-3.0m）で捨石基礎を施行後、水中コンクリート打設による本体工（H=+1.6m）及び場所打ちコンクリートにより上部工（H=+2.2m）を施行するとともに、吸出防止シート、裏埋工、路盤工、舗装工を施行して完成を図る。

⑤-2.0m物揚場（コンクリート単塊式混成堤）L=30.0m

基礎工として中割石（30～300kg：H=-2.0m）で捨石基礎を施行後、水中コンクリート打設による本体工（H=+1.6m）及び場所打ちコンクリートにより上部工（H=+2.2m）を施行するとともに、吸出防止シート、裏埋工、路盤工、舗装工を施行して完成を図る。

⑥道路護岸（コンクリート単塊式混成堤）L=7.25m

まず、港内側の基礎工は-3.0m岸壁取付部として中割石（30～300kg：H=-3.0m）で捨石基礎を施行後、水中コンクリート打設による本体工（H=+1.6m）を施行し、次に港外側の基礎工は-2.0m物揚場取付部として中割石（30～300kg：H=-2.0m）で捨石基礎を施行後、水中コンクリート打設による本体工（H=+1.6m）を施行する。最後に場所打ちコンクリートにより上部工（H=+2.365～+2.40m）を施行するとともに、吸出防止シート、裏埋工、路盤工、舗装工を施行して完成を図る。

3) 埋立てに関する工事の施行順序

本埋立工事は、区域B（新港側）から着手する。船揚場背後埋立地の外周施設となる用地護岸から着手し、用地護岸の進捗に合わせて船揚場斜路工を施行し既存南護岸との接続を図り本埋立地と公有水面を遮断したあと船置工の築造および背後埋立地に順次土砂を投入して埋立て、埋立地全体の整地を行うとともに道路工を施行して船揚場背後の埋立工事の完成を図る。

次に、中央部において既設南防波堤及び東防波堤の一部撤去、ならびにその外周施設となる-3.0m岸壁、-2.0m物揚場及び道路護岸を施行し本埋立地と公有水面を遮断した後、順次土砂を投入して中央部の埋立工事の完成を図る。

最後に、区域A（旧港側）において、外周施設となる西護岸（改良・新設）、東護岸、-2.0m物揚場及び道路護岸を築造し本埋立地と公有水面を遮断した後、順次土砂を投入して埋立て、埋立地全体の整地を行うとともに道路工を施行して埋立工事の完成を図る。

なお、区域Bの南防波堤及び第2東防波堤建設にあたり、現在、仮設道路及び仮設盛土（資材等運搬車輛の旋回・退避スペース等）が設置されており、建設完了後は一部（造成必要高+2.5m以上）撤去する予定である。これら仮設道ならびに既設南防波堤の胸壁工・上部工の一部及び既設東防波堤の一部撤去により発生するコンクリート塊は中間処理施設に処分することとし、消波ブロックについては、近隣の大舟（望路）漁港整備に流用することとする。また、本漁港整備工事により発生する床堀土砂（海砂）、本漁港道路工事において発生する掘削土砂（陸砂）及び仮設道路撤去土砂（雑割石）については、外周工作物の裏込土砂及び裏込石として使用することとする。

4) 埋立てに用いる土砂等の種類

- ① 公共残土（浚渫土砂）  
有害物質を含まない。

その他、外周工作物に用いる土砂等の種類

- ① 公共残土（浚渫土砂）：工作物の裏込土砂及び船揚場の裏込石として使用  
有害物質を含まない。
- ② 床堀土砂（海砂）：工作物の裏込土砂として使用  
有害物質を含まない。
- ③ 公共残土（雑割石）：船揚場の裏込石として使用
- ④ 撤去材（陸砂・雑割石）：工作物の裏込土砂及び船揚場の裏込石として使用

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

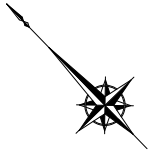
別紙、「漁港施設用地利用計画平面図」参照。

5. 埋立てに関する工事の施行に要する期間

5年7ヶ月間

大舟(大船地区)漁港施設  
 土地利用計画平面図  
 (変更後)  
 S=1:2,000  
 北海道

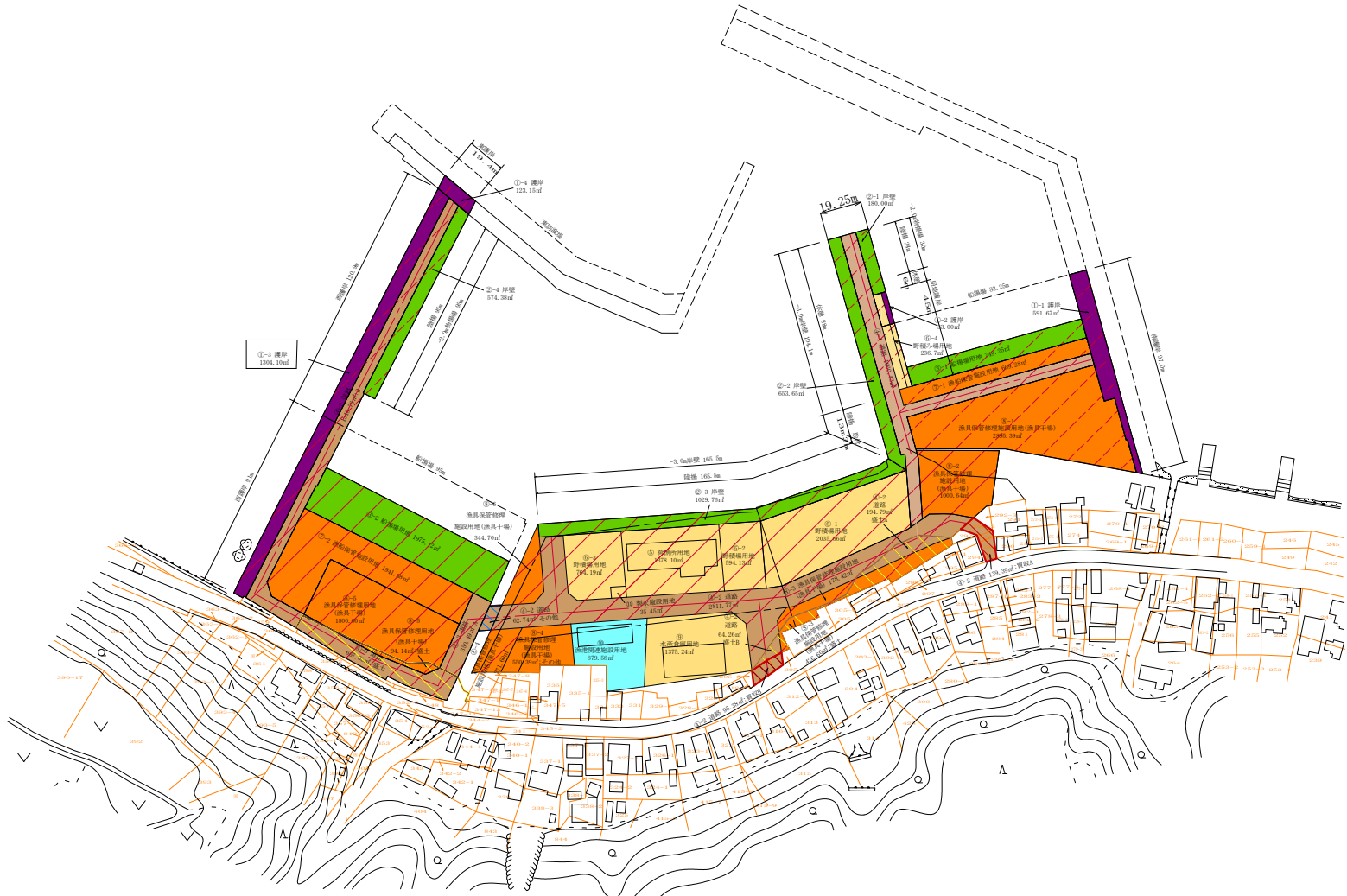
大舟(大船地区)漁港 漁港施設土地利用計画平面図



漁港区域図



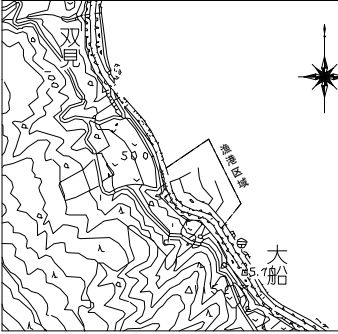
1:50,000



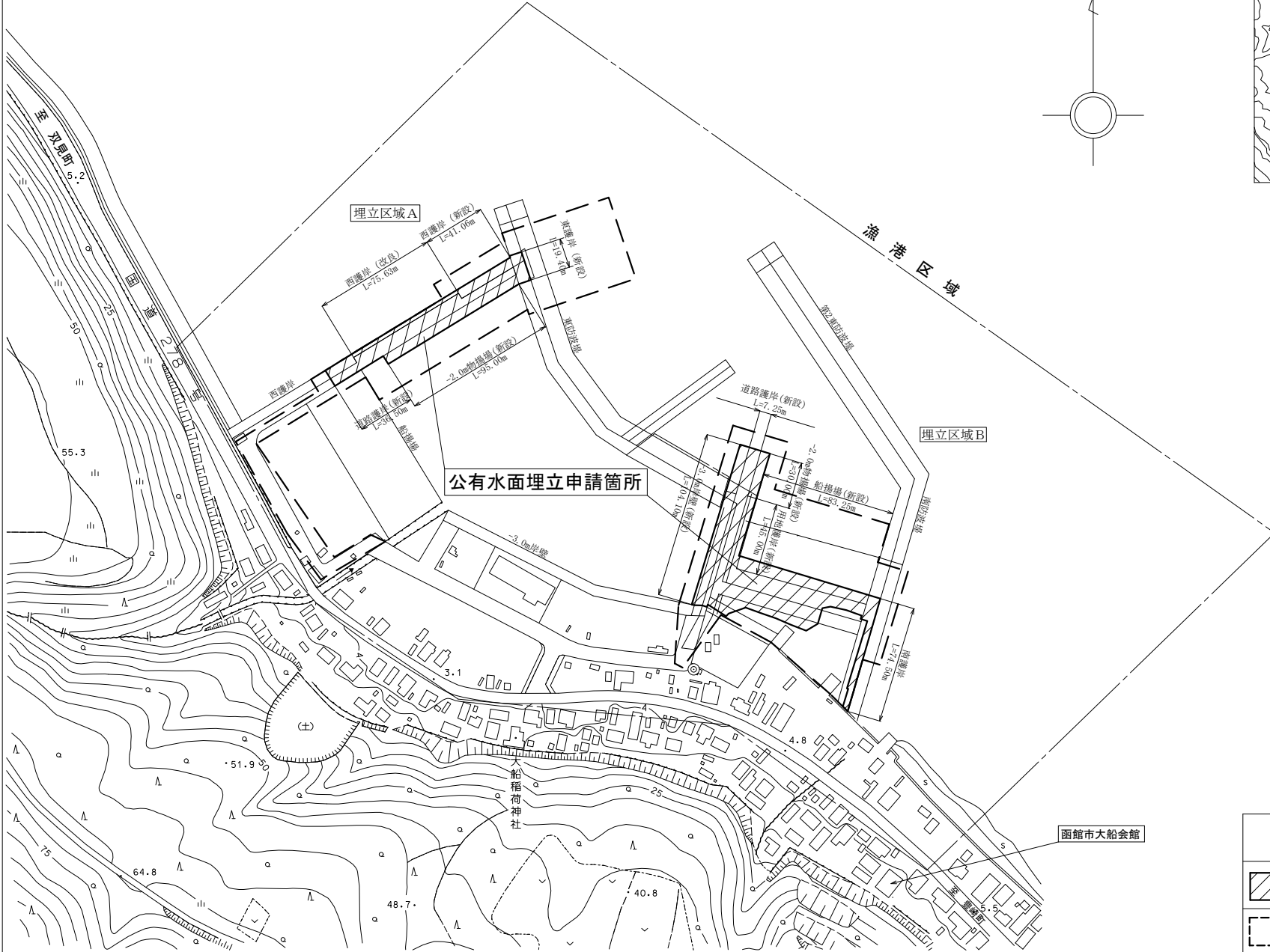
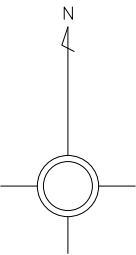
函館市 大船町

# 公有水面埋立区域等位置図

漁港区域図



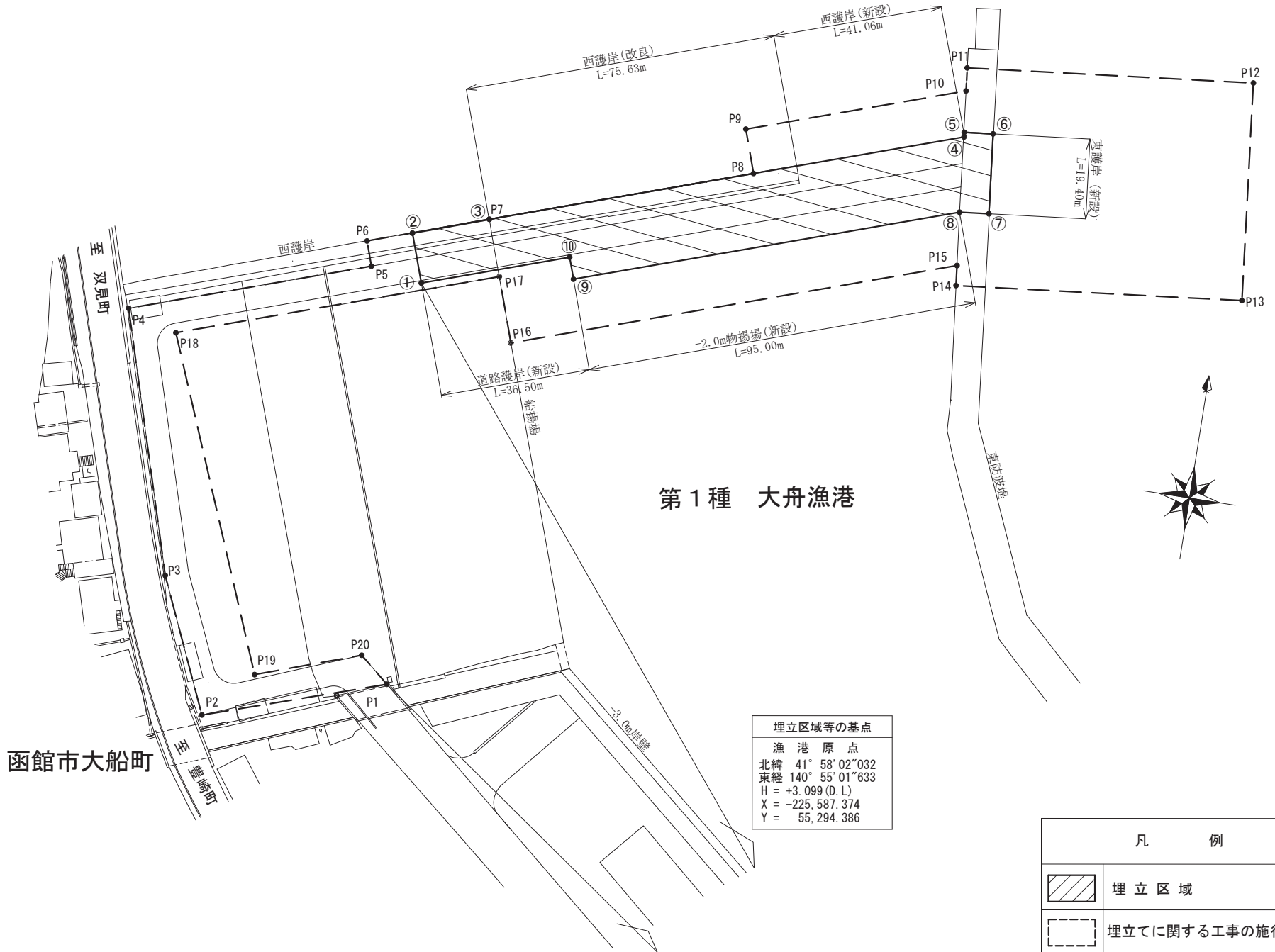
第1種大舟漁港



凡 例	
	埋立区域
	埋立てに関する工事の施行区域

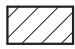



# 公有水面埋立区域等平面図（埋立区域A）縮尺=1/1,300



## 第1種 大舟漁港

埋立区域等の基点	
漁港原点	
北緯	41° 58' 02" 032
東経	140° 55' 01" 633
H	= +3.099 (D.L)
X	= -225.587.374
Y	= 55.294.386

凡例	面積 (㎡)
 埋立区域	2,317.37
 埋立てに関する工事の施行区域	10,094.34

函館市大船町

至 双見町

至 船場町

西護岸

東防波堤

港管

-3.0m岸壁

-2.0m物揚場(新設)  
L=95.00m

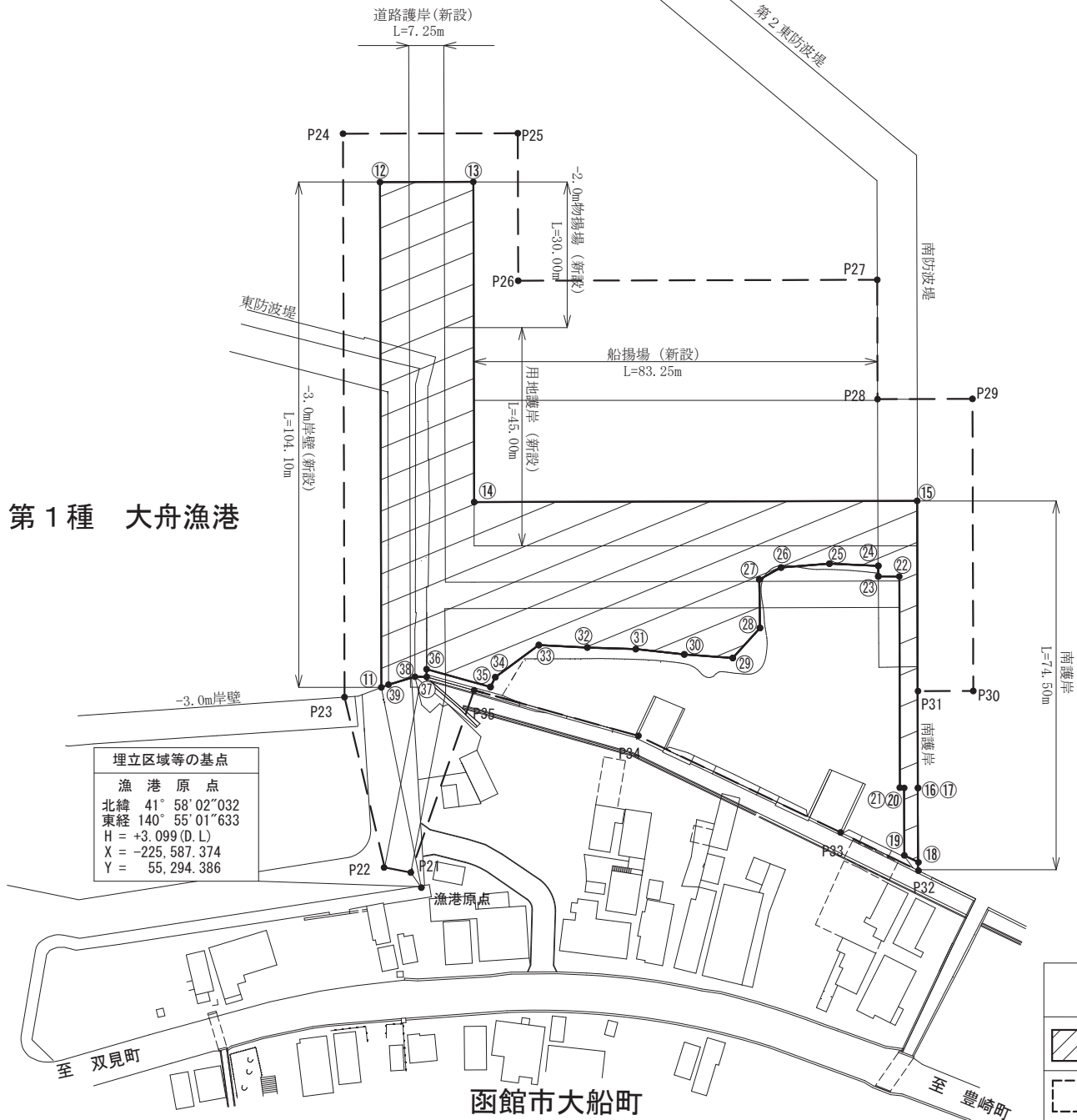
道路護岸(新設)  
L=36.50m

西護岸(改良)  
L=75.63m

西護岸(新設)  
L=41.06m

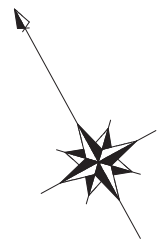
東護岸(新設)  
L=19.40m


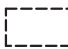
# 公有水面埋立区域等平面図（埋立区域B）縮尺=1/1,300



第1種 大舟漁港

埋立区域等の基点	
漁港原点	
北緯	41° 58' 02" 032
東経	140° 55' 01" 633
H	= +3.099 (D.L.)
X	= -225,587.374
Y	= 55,294.386



凡例	面積 (㎡)
 埋立区域	4,474.42
 埋立てに関する工事の施行区域	13,674.00

函館市大船町